

新型コロナワクチン接種について

●高齢者の新型コロナワクチンの接種券の発送時期と接種開始時期の変更について

広報しんおんせん3月号(2/25発行)とチラシでお知らせした、高齢者(65歳以上)の方への新型コロナワクチンの接種券の発送時期と接種開始時期について、国からのワクチンの配送が4月末以降になることから、下記のとおり変更します。この変更に伴い、一般の方への接種券の発送時期と接種開始時期についても1カ月程度遅くなる見込みです。

高齢者(65歳以上)の方への接種券の発送及び接種開始時期

	変更前	変更後
接種券の発送時期	3月下旬以降	4月下旬以降
接種の開始時期	4月以降	5月以降

(3月18日現在の予定)



※ワクチンの供給量の状況により、接種券の発送時期を変更する場合があります。

また、国からの新型コロナワクチンの供給量が十分でない場合、高齢者の方への接種券を年齢区分等に応じて段階的に発送する場合があります。

接種の順位、仕方については、決定次第、お知らせします。

●接種の対象や接種順位

新型コロナワクチンの接種対象は16歳以上の方です。

大量のワクチンは徐々に供給が行われることとなりますので、一定の接種順位を決めて、接種を行っています。

現時点では、次のような順でワクチンを受けていただく見込みです。

接種順位	接種対象者	接種時期
①先行医療従事者等	約4万人	2/17開始
②その他の医療従事者等	約470万人	3月以降
③高齢者 (令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)	約3,600万人	4/12試行的接種
④基礎疾患を有する方 高齢者施設等で従事されている方	約820万人	未定
	約200万人	
⑤それ以外の方		未定

●接種券(クーポン券)

国が示す接種順位に応じて、対象者に順次、ワクチン接種の接種券(クーポン券)を発送する予定です。65歳以上の高齢者については、4月下旬以降に発送する予定です。

●接種費用

無料(全額公費)で接種できます。

●接種場所

現在、関係団体等と検討・調整しています。

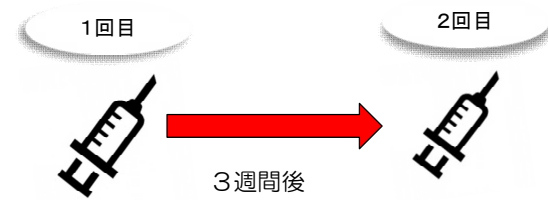
なお、次のような事情のある方は、住所地以外でワクチンを受けていただくことができる見込みです。(具体的な手続きについては、今後お知らせします。)(裏面参照)

- ・入院・入所中の住所地以外の医療機関や施設でワクチンを受ける方
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける方
- ・お住まいが住所地と異なる方

●ワクチンについて

今回接種するワクチンはファイザー社製のワクチンです。新型コロナウイルス感染症を予防します。ワクチンを受けた人が受けてない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということがわかっています。(発症予防効果は約95%と報告されています。)

- ・1回目に本ワクチンを接種した場合は、2回目も必ず同じワクチンを接種してください。
- ・本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされています。現時点では1回目の接種後、通常、3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。



●ワクチン接種が受けられない人について

一般に、以下の方は、ワクチンを受けることができません。ご自身が当てはまると思われる方は、ワクチンを受けても良いか、かかりつけ医にご相談ください。

- ・明らかに発熱している方(通常37.5℃以上を指します。)
- ・重い急性疾患にかかっている方
- ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症(全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状)の既往歴のある方
- ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方 (裏面あり)

新型コロナワクチン接種 Q&A

Q.副反応とは？

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。



Q.接種を受けた後の注意点は？

ワクチンの接種を受けた後、15分以上（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は30分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。（急に起こる副反応に対応できません。）

Q.ワクチンの接種を受けるのに注意が必要な方はどのような人ですか？

ご自身が以下に当てはまる方は、ワクチン接種を受けても良いか、かかりつけ医にご相談ください。6は筋肉注射を行うことから、接種後の出血に注意してください。

1. 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
2. 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方
3. 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
4. 過去にけいれんを起こしたことがある方
5. ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方
6. 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害（血友病など）のある方

Q.子どもはワクチンを受けることができますか？

現在、予防接種法に基づく公費での接種の対象は16歳以上の方です。このため、16歳に満たない方は、ワクチンの接種の対象になりません。

Q.「基礎疾患を有する者」に当てはまることを証明するために、診断書は必要ですか？

診断書等の必要はありません。予診票に記載していただき、必要があるときは、問診で確認します。

Q.住民票のある市町村以外でワクチンの接種は受けられますか？

新型コロナワクチンは原則、住民票のある市町村に所在する医療機関等で接種を受けることとなっています。しかし、やむを得ない事情による場合には、住民票のある市町村以外でワクチンの接種を受けることができます。

次にあてはまる方は、接種を行う市町村に事前に郵送や窓口、WEBで届出を行うことで、住民票のある市町村以外でワクチンの接種を受けられます。詳しい手続きや必要な書類などは、今後、ホームページや広報などでお知らせします。

- ・出産のために里帰りしている妊産婦
- ・単身赴任者
- ・遠隔地へ下宿している学生
- ・ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・入院・入所者
- ・基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった方
- ・拘留又は留置されている者、受刑者
- ・その他市町村長がやむを得ない事情があると認める方



また、次にあてはまる方は、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、申請を省略して接種を受けることができます。

- ・入院・入所者
- ・基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種を受ける場合
- ・害による被害にあった方
- ・拘留又は留置されている者、受刑者
- ・住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である方



Q.予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

問い合わせ先

新温泉町新型コロナウイルス感染症対策本部 援護衛生部
(健康福祉課 健康推進係) ☎(0796)99-2940